

川舟地区 地域農業マスタープラン(実質化された人・農地プラン)

注:本様式は参考ですので、地域の話合いの結果に応じて、積極的に記載する項目を追加してください。

市町村名	作成年月日	直近の更新年月日
西和賀町	平成25年3月25日	令和3年3月31日
対象地区名(地区内の集落名)		
川舟地区 (高下集落・川舟集落・丸志田集落)		

1 対象地区の現状

① 地区内の耕地面積	176.17	ha
② アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	114.07	ha
③ ②のうち、地区内における70歳以上の農業者の耕作面積の合計	35.91	ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	4.39	ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	2.46	ha
④ 地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	26.94	ha
(備考)		

注1: ③の「〇歳以上」には、地域の実情に応じて、5~10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。

注2: ④の面積は、別表「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。

注3: アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。

注4: プランには、話合いに活用した地図を添付してください。

2 対象地区の課題

高齢化と担い手不足から、農業を継続できない農家が出てくると同時に、耕作放棄地や管理が行き届かない農地が増えてくる心配がある。

注: 「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載してください。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

高下集落は比較的担い手が多く、(株)高下農産が設立されていることから地元を中心に川舟集落まで耕作面積を拡大し集約化を図っていく。

川舟集落の中心経営隊は3経営体となっているが、特にも(株)高下農産と現在、入作をしている(株)雪国銀河農産を中心に集約化を図っていく。

丸志田集落の担い手農家は2経営体、うち1経営体は酪農と花卉の複合経営であり引き続き継続し、現在、入作をしている(株)雪国銀河農産を主体に集約していくこととする。

注1: 中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。

注2: 「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

(1) (1)農地中間管理機構の活用	
当地区では基盤整備事業計画をしており、整備後の集約率を高めるため、農地所有者は原則として農地を機構に貸し付けていくこととし、不測の場合でも機構を通じて中心経営体への貸し付けを進めていく。	
(2) (2)基盤整備事業への取り組み	
農業の生産効率の向上や農地集積・集約化を図るため、川舟地区(3集落)全体で約106haの農地の大区画化・汎用化等の基盤整備に取り組む。	
(3) (3)高収益作物の導入	
当地区の農地については、(株)高下農産、(株)雪国銀河農産の2法人が水稻・そば・大豆等の作目で集積・集約することとしているが、他の認定農業者は花卉等収益性の高い生産に取り組む。	
(4) (4)耕作放棄地の未然防止	
多面的機能支払交付金や中山間直接支払交付金事業等を活用し、地域が一体となり農地の耕作放棄地化の未然防止に取り組む。	
(5)	

5 今後の地域の中心となる経営体の状況

(1)経営体数 (実数)

	個人・任意組合	法人
① 認定農業者	1 人	2 法人
② 認定新規就農者	人	法人
③ 集落営農組織	組織	法人
④ 他市町村の認定農業者	人	法人
⑤ 他市町村の認定新規就農者	人	法人
⑥ 基本構想水準到達者 ^{注)}	人	法人
⑦ 今後育成すべき農業者	1 人	法人

注: 基本構想水準到達者とは、①～⑤以外の者で市町村基本構想で定める目標所得を上回っている者。

(2)農地の集積面積

	集積面積	地域内の耕地面積	集積率
現状	77.06 ha	176.17 ha	43.74 %
今後	104.33 ha	176.17 ha	59.22 %